

東郷ふるさと寄付返礼品募集要領

1 目的

東郷町にふるさと納税（以下「東郷ふるさと寄付」といいます。）をされた方に対し、感謝の意を表するとともに、本町の魅力をPRするため、お礼の品として贈呈する本町の特産品等（以下「返礼品」といいます。）を募集します。

2 事業者の要件

返礼品として商品等を提案していただく事業者は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 町内に事業所（店舗、工場など）を有する法人又は個人事業主であること。ただし、本町に関係する商品を取り扱い、町長が認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 東郷町暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

3 返礼品の要件

返礼品として提案していただく商品等は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 町内で生産又は製造されているもの、町の魅力をアピールしているものなど、本町の魅力発信につながるもの。
- (2) 販売価格が1,500円以上（加工品、詰め合わせ可）であるもの。
- (3) 町からの注文を受けてから14日以内に発送が可能なもの。（農作物等で期間・季節限定のものは、その時期に合わせて注文させていただきます。）
- (4) 食料品については、到着後5日以上消費期限が保証されるもの。ただし、農作物等消費期限の設定が不可能なものについては、この限りではありません。
- (5) 上記(2)から(4)に当てはまらないものは、別途、町と協議するものとしますので事前にお問い合わせください。

4 申込み方法

別紙「東郷ふるさと寄付返礼品登録申込書」に必要事項を記入し、東郷町総務部総務財政課まで持参または郵送により提出してください。その際、ふるさと納税ポータルサイト等へ掲載するための返礼品の画像データをメールで提供してください。申込みの受付は随時行います。

ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品掲載登録手続きについては、町から東郷ふるさと寄付に関して委託を受けた業者（以下、委託業者といいます。）と調整の上、事業者で行っていただきます。

5 返礼品の決定

申込み内容等を総合的に判断し、結果を申込者に連絡します。なお、応募された返礼品が上記の要件に適合するものであっても、町がお礼の品として適当でないと判断した場合は採用しないことがあります。

6 返礼品の発注から代金のお支払までの流れ

返礼品の発注から代金のお支払までの流れは、次のとおりとします。

- (1) 寄附者からの決済がされ次第、委託業者からメールにて発注連絡が入ります。
- (2) 商品の調達及び梱包が整い次第、委託業者から集荷依頼を受けた配送業者が集荷を行います。
- (3) 毎月末日締めで返礼品提供実績を確定し、翌月末日に委託業者から返礼品代金が支払われます。

7 返礼品の毀損等への対応

- (1) 返礼品にかかわる事故、トラブル等の苦情があった場合は、速やかに委託業者へ連絡してください。なお、返礼品の毀損等に伴う再発送に要する費用負担については、委託業者と調整していただくこととなります。
- (2) 返礼品を変更、辞退、販売中止など、寄附者に提供ができない問題が生じた場合は、速やかに委託業者へ報告してください。

8 個人情報の取扱い

事業者は、東郷町個人情報保護条例及び関係法令等を遵守してください。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

9 その他

- (1) 返礼品の発送時に梱包の上から「シール」(※本町で別途用意します)を貼付していただき、東郷町への寄附のお礼であることが箱の外からわかるようにしていただきます。
- (2) 返礼品の梱包内に自社商品等のPRパンフレット等を同封することも可とします。
- (3) 登録された返礼品につきましては、ふるさと納税ポータルサイト等に掲載させていただき、町が可能な限り返礼品のPRをします。
- (4) 本要領に記載した内容は、委託業者を通じた返礼品の登録に関するものであり、委託業者において対応することができない返礼品の登録については、町と別途協議となります。

10 問い合わせ先

東郷町 総務部 総務財政課 財政係

〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1番地

T E L 0561-38-3112 (直通) F A X 0561-38-0001

e-mail tgo-souzai@town.aichi-togo.lg.jp